

福島県立博物館運営協議会委員の公募について

福島県立博物館では、博物館法第23条第1項の規定に基づき福島県立博物館運営協議会という附属機関を設置しております。

この協議会は、学校教育及び社会教育関係者並びに学識経験のある者10名以内の委員により構成し年2回程度開催されており、博物館の適正な運営を図るため年間事業計画等について審議しています。また、会議は原則として公開されます。

このたび福島県教育委員会では、この福島県立博物館運営協議会に広く県民の声を反映させるため公募委員を募集します。

1 募集定員 1名

2 任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

3 応募資格

次の全てに該当する者。ただし、国・地方公共団体の議員及び公務員を除きます。

(1) 福島県内に居住又は通勤していること。

(2) 令和7年4月1日現在における年齢が18歳以上であること。

(3) 年に2回程度博物館において平日に開催される会議に出席できること。

4 委員の性格

(1) 地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職となります。

(2) 地方自治法第203条の2第3号の規定による旅費等の費用弁償のほか、同条第1号の規定により報酬を支給します。

5 応募方法

次のものを下記連絡先まで持参又は郵送してください。

(1) 履歴書1通（写真添付）

(2) 作文（博物館に期待すること 800字程度）

6 募集期間 **令和7年1月10日（金）～ 令和7年1月23日（木）**

7 公募委員の選考

(1) 選考方法

提出された履歴書及び作文による1次選考並びに面接による2次選考により実施します。

(2) 2次選考（面接）日程 **令和7年2月6日（木）**

※ 時間等の詳細については、1次選考通過者に別途通知します。

8 選考結果の通知

選考結果は令和7年2月中旬頃までに応募者全員に通知します。

9 連絡先

福島県立博物館 総務課

〒 965-0807 福島県会津若松市城東町1番25号

TEL 0242-28-6000

FAX 0242-28-5986